

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和2年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び充当予定先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 70,109千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 724,459千円

(単位：千円)

区分		令和2年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	375,027	49,047	325,980	59,032	76,626	1,335	188,987	18,289
	老人福祉費	473,920	25,897	448,023	4,531	115,831	2,891	324,770	31,429
	児童福祉費	372,943	55,230	317,713	101,548	107,743	5,445	102,977	9,966
衛生費	保健衛生費	186,621	50,176	136,445	1,326	15,347	12,047	107,725	10,425
合 計		1,408,511	180,350	1,228,161	166,437	315,547	21,718	724,459	70,109

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分